

一般廃棄物の民間回収量の把握について

1 回収量把握の現状

県が把握し資源化量として報告書に掲げている数値は、国の調査方法に合わせたもので、いずれも行政が関わったものを把握した数値である。具体的には、分別による個別回収及び集団回収による資源化、粗大ごみ回収後の破砕等中間処理後の資源化の量の集計値である。

名古屋市においては、上記以外に、行政が関与しない民間による事業系の資源回収及びリサイクルステーションによる回収量が把握されている。なお、この回収量は同市独自の制度により一定規模以上の事業者には義務付けられた報告に基づくものである。

県の一般廃棄物の集計にはこうした資源化量が含まれていない。民間の資源リサイクル事業者団体に確認した結果、回収は一般廃棄物と産業廃棄物の区別がされていないうえ、県市町村等の行政単位での把握は困難な状況である。

2 排出量原単位

これまで県が採用しているごみ一人一日当たりごみ排出量は、国が採用し全国比較等に用いられる指標となっている。

民間による事業系の資源回収量は考慮されていないが、主に県民を対象にごみを減量化するための指標としては十分に意味がある。

このため、現在採用している排出量原単位を引き続き採用する。

3 今後の対応

民間による事業系一般廃棄物の回収量は、事業所アンケート調査時に産業廃棄物とともに把握を行う。

今後の調査の取扱いについては、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議を通じて国に働きかける。